

○草津市青少年問題協議会設置条例

昭和 36 年 1 月 14 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、草津市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務および意見の具申)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長および関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織および会議)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 会長は、委員の互選により 1 人を選任する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 草津市市民参加条例(平成 24 年草津市条例第 21 号)第 8 条の公募により選考する市民

(4) 青少年の健全育成にかかわる者

4 前項の規定により委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長を 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから市長が任命または委嘱する。

11 委員および専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 53 年 12 月 25 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 26 年 4 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。